TOKIO MARINE
ASSET MGT

投資信託説明書（交付目論見書）
使用開始日：2026年10月17日

東京海上・ジャパン・オーナーズ株式オープン（予想分配金提示型）

追加型投信/国内/株式

Japan Owners Equity Open

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

受託会社 ファンドの財産の保管・管理を行います。

三井住友信託銀行株式会社

照会先
ホームページ
https://www.tokiomarineam.co.jp/
サービスデスク
0120-712-016 受付時間：営業日の9時～17時

みんなの文字®

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
追加型	国内	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	年4回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

- この目論見書により行う「東京海上・ジャパン・オーナーズ株式オープン（予想分配金提示型）」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2026年10月16日に関東財務局長に提出しており、2026年10月17日にその効力が生じています。
- 約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2026年7月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月９日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	3兆1,669億円

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます）株式のうち、経営者＊1が実質的に主要な株主である企業＊2の株式を主要投資対象とします。

＊1 “経営者”とは、経営の中心を担っていると考えられる役員等（取締役・執行役員）を指します。
＊2 “経営者が実質的に主要な株主である企業”とは、経営者およびその親族、資産管理会社等の合計持株比率（実質持株比率）が5％以上である企業とします。

2 銘柄選定に際しては、経営者のリーダーシップに関する定性分析を重視しつつ、企業の成長性・収益性に比較して割安であると判断される銘柄を選別します。

- ファンドは、経営者のリーダーシップに着目した銘柄選定を行います。経営者が実質的に主要な株主である企業は、経営者のリーダーシップによる「長期的な株主利益の追求」「経営理念・哲学の貫徹」「迅速な意思決定（柔軟な経営戦略）」等の特長を有すると考えられ、これらの観点からその優位性を判断するものとします。
- 個別企業の売上高・純利益増加率、キャッシュフロー創出力や株主資本利益率（ROE）等の指標に着目し、企業の成長性・収益性を分析します。また、企業の業界における競争優位性等の定性分析も合わせて行います。

3 運用にあたっては、東京海上アセットマネジメントの個別企業リサーチをもとに、銘柄選択・投資配分を決定し、ポートフォリオを構築します。

- 東京の企業調査部門のみならず、海外調査拠点におけるリサーチ情報も活用することで、グローバルな視点から日本企業の投資魅力を判断します。
- アナリストによる調査・分析を基に、規律あるリスク管理の下、ポートフォリオを構築します。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 年4回決算を行い、計算期末の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

- 1 月、4 月、7 月および 10 月の各 18 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 原則として、毎計算期末に、前営業日の基準価額(1 万口当たり。支払済みの分配金累計額は加算しません。)に応じて、以下の金額の分配をめざします。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※分配対象額が少額の場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、委託会社の判断により上記とは異なる分配金額となる場合や、分配を行わない場合もあります。
※基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記表に記載された基準価額の水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
※分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
※上記表に記載された基準価額および分配金額は、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

運用プロセス

Step1　オーナー企業を抽出 全上場企業約4,000銘柄⇒約1,000銘柄

✓国内の金融商品取引所上場株式*のうち、**経営者が実質的に主要な株主である銘柄**に絞り込み。
✓流動性や財務状況などが極端に悪い銘柄を除外。

Step2　リーダーシップ調査 約1,000銘柄⇒約200銘柄

**原則として、オーナー経営者に直接面談し、
オーナー企業の強みが発揮できる企業かどうか調査**

＜オーナー経営者との面談時に着目する点＞

経営ビジョン・経営者自身

長期的な株主利益を追求する姿勢
会社の将来像について明確なビジョンを保持しているか
会社経営を通じて社会へ貢献しようと考えているか　…等。

実現性・実行力

経営者の提示した戦略は運用担当者またはアナリストにとって理解できるものであるか、実現性はあるか、独善的、独断的になっていないか、従業員・株主などの利害関係者を同じ方向にまとめられているか　…等。

オーナー経営者特有のリスク　企業の私物化、事業承継、オーナー自身の健康　…等。

Step3　ポートフォリオ構築、リスク管理 約200銘柄⇒実際のポートフォリオ30～100銘柄程度

✓**ポートフォリオを構築**
投資候補企業のファンダメンタルズ（財務・業績状況）を分析し、フェアバリュー（適正価格）と株価の乖離率、リスク特性（流動性などポートフォリオ全体においてリスクとなる要因）等を踏まえ、ポートフォリオを構築。

✓**リスク管理を徹底**
ポートフォリオ全体が割高とならないように、株価の割安度を測るPER（株価収益率）や、株価の勢いを測る株価モメンタムなどの指標を用いてウェイトを調整。

＊今後上場予定のIPO（新規上場・公開株）も含みます。
※上記の運用プロセスは、本書作成日時点のものであり、予告なく変更となる場合があります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。

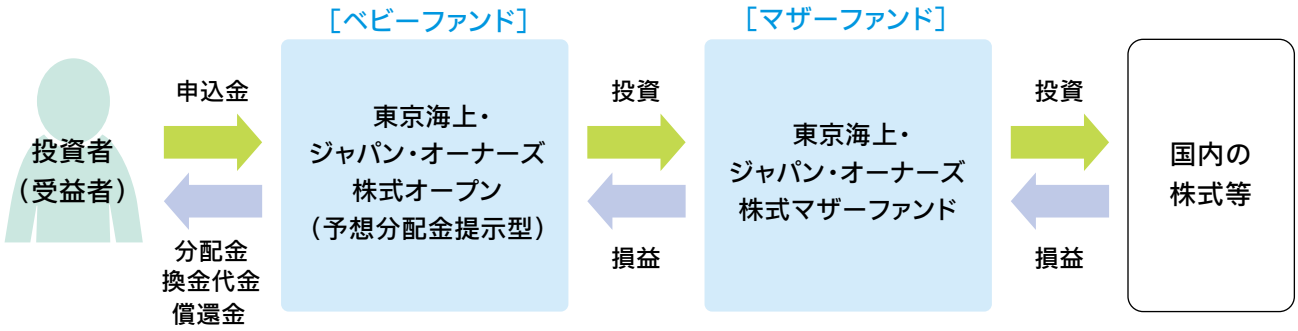

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株　　式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

◎年4回決算を行います。

- 1月、4月、7月および10月の各18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配	●			●			●			●		

ⓘ上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ

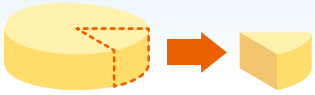

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、
①配当等収益（経費控除後）　②評価益を含む売買益（経費控除後）　③分配準備積立金　④収益調整金　です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

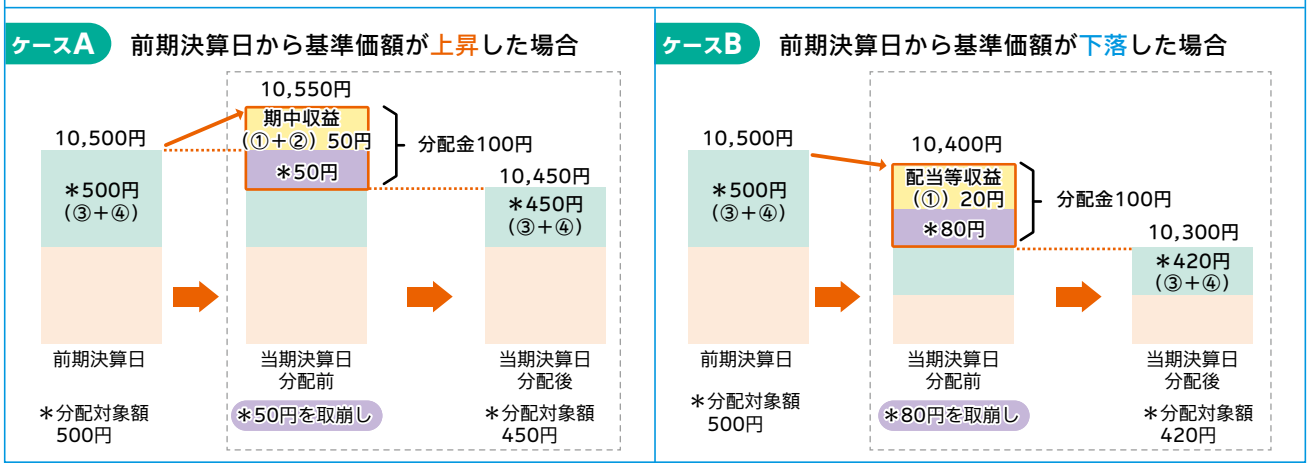

ⓘ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

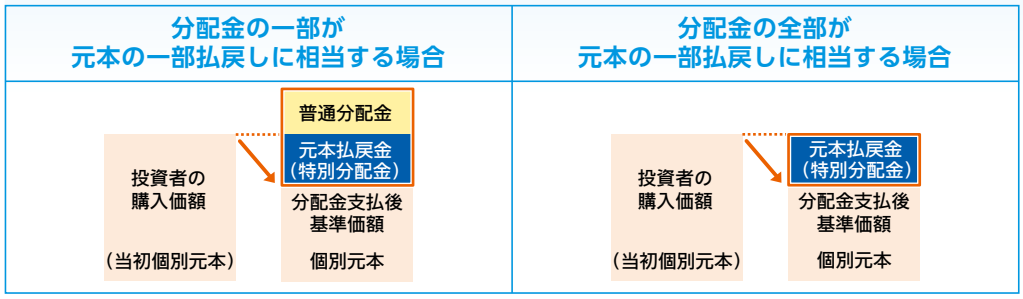

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金　個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）　個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また、ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行うことがあるため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄の株価変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる場合があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ⓘ基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第３７条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

次ページへ続く

リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

次ページへ続く

参考情報

2021年8月～2026年7月

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

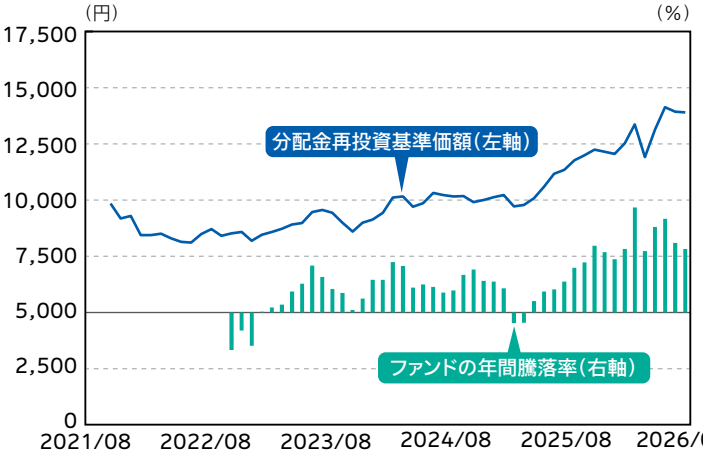

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

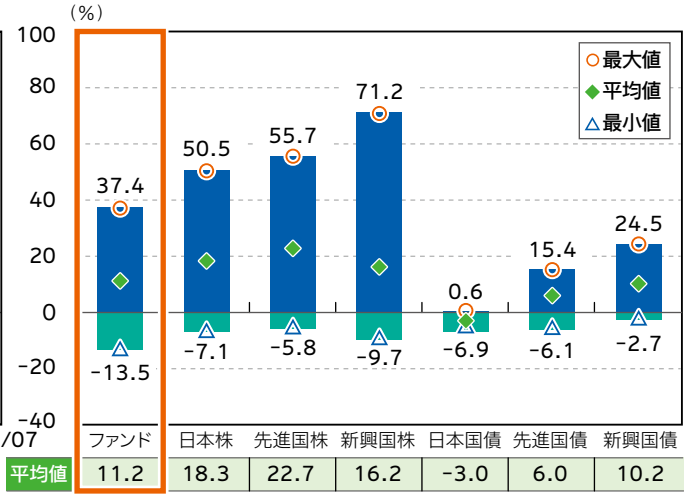

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは2022年10月以降の年間騰落率を用いています。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債	NOMURA-BPI（国債）
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下、ＪＰＸといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。　●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。　●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。　●NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。　●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。　●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

運用実績

基準日：2026年7月31日

基準価額・純資産の推移

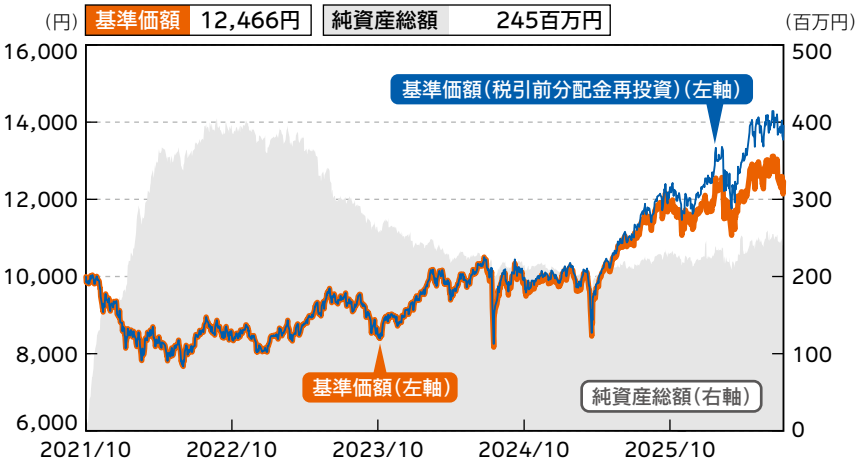

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。　※設定日は2021年10月20日です。

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金	決算期	分配金
2023/10	0円	2025/07	100円
2024/01	0円	2025/10	200円
2024/04	0円	2026/01	300円
2024/07	100円	2026/04	300円
2024/10	0円	2026/07	300円
2025/01	0円	設定来累計	1,300円
2025/04	0円		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産構成

資産	比率
株式	98.3%
株式先物	－
短期金融資産等	1.7%
合計	100.0%

市場別資産構成

市場	比率
プライム市場	84.4%
スタンダード市場	4.4%
グロース市場	7.7%
その他	1.9%

組入上位10業種

	業種	比率
1	機械	19.2%
2	情報・通信業	12.2%
3	電気機器	9.3%
4	サービス業	8.8%
5	小売業	7.9%
6	不動産業	6.5%
7	化学	5.8%
8	卸売業	4.9%
9	ガラス・土石製品	4.3%
10	その他製品	3.6%

組入上位10銘柄

組入銘柄数：73銘柄

	銘柄	業種	比率
1	ＤＭＧ森精機	機械	5.2%
2	ＳＭＣ	機械	4.7%
3	東洋炭素	ガラス・土石製品	4.3%
4	竹内製作所	機械	3.5%
5	霞ヶ関キャピタル	不動産業	3.4%
6	大和工業	鉄鋼	3.3%
7	ＩＤＥＣ	電気機器	3.0%
8	ゼンショーホールディングス	小売業	2.9%
9	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.9%
10	ＳＢＳホールディングス	陸運業	2.8%

※比率は純資産総額に占める割合です。
※資産構成の短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
※業種は東証33業種における分類です。

次ページへ続く

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績

基準日：2026年7月31日

年間収益率の推移

※ファンドにはベンチマークがありません。

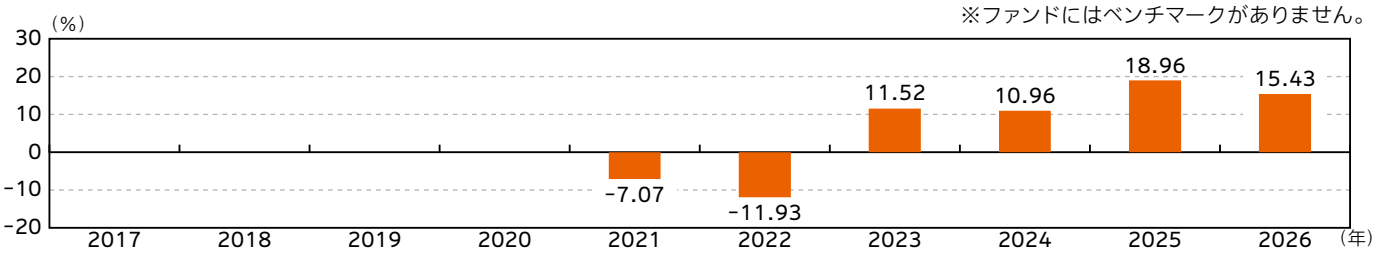

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。
※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込みについて	申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入の申込期間	2026年10月17日から2027年4月16日まで ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金申込不可日	ありません。

ファンドの目的・特色
投資リスク
運用実績
手続・手数料等

次ページへ続く

その他	信託期間	2044年1月18日まで（2021年10月20日設定）
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	1月、4月、7月および10月の各18日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年４回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。
	運用報告書	1月・7月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除は適用されますが、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

次ページへ続く

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に対して以下の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。 料率：上限 3.3%（税抜3%） 役務の内容：商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

信託報酬率	支払先	配分（税抜）	役務の内容
年率1.584%（税抜1.44%）	委託会社	年率 0.7%	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
	販売会社	年率 0.7%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。
- 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
  ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
- 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合にかかる費用
- 信託事務等にかかる諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

次ページへ続く

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）・償還時

所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2026年1月20日～2026年7月21日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.59%	1.58%	0.01%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。